

誰もが暮らしやすい社会を目指して

障害者差別解消法が施行されます

近年、学校や職場などで、障害のある人となない人が一緒に活動する機会が増えてきました。しかし、障害を理由とする差別によって障害のある人の社会参加が妨げられるケースもあり、そのような差別をなくしていくために平成25年6月に「障害者差別解消法」が成立し、今年4月から施行されます。

Q1 「障害者差別解消法」ってどんな法律なんですか？
そんな法律が成立していたなんて知りませんでした！

Q2 この法律のポイント教えてください。
なんだか聞くだけだと難しそう

A1 正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。障害のある人の社会参加を妨げる障壁をなくし、**障害のある人もない人も共に生きる社会づくり**を目指して作られた法律です。



障害福祉課 福田主事

編集サポーター 川原さん

編集サポーター 松元さん

A2 この法律により行政機関などや民間事業者を対象に、「障害を理由とする不当な差別的取り扱い」が禁止され、「合理的配慮を行うこと」が義務化されます。

本法のポイント！

対象	不当な差別的取り扱い	障害者への合理的配慮
行政機関など (国・県・市など)	禁止	法的義務 合理的配慮を行わなければなりません
民間事業者 ※営利・非営利・個人・法人の別を問いません	不当な差別的取り扱いが禁止されます	努力義務 合理的配慮を行うよう努めなければなりません

不当な差別的取り扱いの禁止

正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりしてはいけません。

不当な差別的取り扱いと考えられる例



●盲導犬の入店を拒否する



●車椅子を利用しているという理由だけで低床バスなどの乗車を拒否する

合理的配慮の提供

障害のある人からの求めに応じて、負担になり過ぎない範囲で、必要で合理的な配慮を行いましょう。

合理的配慮として好ましい例



●車椅子を利用している人の手助けをする



●聴覚障害者に筆談など、音声とは別の方法で伝える工夫をする

他にも ●視覚障害者に書類の内容を読みながら説明する
●知的障害者にふりがなや絵を使いながら、分かりやすい言葉で説明する など

★障害の特性に応じた配慮を行うことが大切です

～取材を終えて～

取材を通して、障害のことを考え直す機会になりました。障害の種類も程度も人によって異なるので、私たち個人では障害のある人全てに気を配るのは難しいですが、今回の法律でわかりやすく定められたので配慮しやすくなったと思いました。

この法律で規制されるのは行政機関や企業ですが、一社会人として、私たち一人一人が人との接し方を考えるきっかけになると思います。(編集サポーター川原・松元)



取材の様子

もっと知りたい！ 障害者差別解消法

Q3 この法律で対象となる障害者とは？

A3 身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害を含む)など、心身に障害のある全ての人を対象で、障害者手帳を持っていなくても対象になります。

Q4 この法律では日常生活の個人的な関係や個人の考え方も対象になりますか？

A4 障害者差別解消法では、一般の人が個人的な関係で障害者と接するときや、個人の思想や言論は対象としていません。しかし、差別をなくすためには、**全ての人**が障害や障害のある人への理解を深めることが大切です。



【障害福祉課 216・1272(FAX) 216・1274】

私たちのまちには、障害のある人やない人、さまざまな人々が暮らしています。誰もが暮らしやすい共生社会を実現するには、お互いのことを理解し、助け合うことが大切です。今月の特集で、大学生の編集サポーターと一緒に障害福祉のことを考えてみませんか。